

13. 東京都立松が谷高等学校学校運営連絡協議会設置要綱

第1 (名称)

この会の名称を「都立松が谷高等学校学校運営連絡協議会」(以下、「学校運営連絡協議会」という。)とする。

第2 (目的)

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4 (組織)

- 1 学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。
協議委員は、校長が推薦し、都教委が委嘱する保護者代表2名、同窓会代表1名、近隣中学校長1名、近隣専門学校長1名、地域住民代表2名、学校医1名とする。
内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹(教務主任兼務)、主幹(進路指導主任兼務)、生活指導主任、総務主任、保健主任の7名とする。
- 2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。
評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

第6 (役員)

- 1 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。
会長1名、副会長1名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名
- 2 会長は校長とする。
- 3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第7 (会の開催回数・開催時期)

学校運営連絡協議会は、5月、11月、2月の年3回開催する。

第8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開する。ただし、会長が必要とする場合は、会長の判断により、非公開とすることができる。

第9 (事務局)

都立松が谷高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き教務主任(教務主幹)をもって充てる。

第10 (その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

- この要綱は平成13年3月27日から施行する。
- この要綱は平成15年5月1日から施行する。
- この要綱は平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は平成22年4月1日から施行する。